(2)　フィリピン共和国政府は、専門家、調査団の構成員及びシニア海外ボランティアに対し、(1)に規定する設備、機械及び資材の輸入に関し、領事手数料、租税（付加価値税を含む。）、関税及び課徴金並びに為替証明書の取得要件を免除する。

(3)　フィリピン共和国政府は、専門家、調査団の構成員及びシニア海外ボランティアに対し、(1)に規定する設備、機械及び資材の現地購入に関し、租税（付加価値税を含む。）及び課徴金を免除する。

第十条

フィリピン共和国政府は、その指定する実施機関を通じ、専門家、調査団の構成員、シニア海外ボランティア及び協力隊員と緊密に連絡を保つものとする。

第十一条

1　日本国から派遣されてこの協定に基づく技術協力計画に関連してＪＩＣＡにより与えられる任務をフィリピン共和国において遂行する駐在員及び職員（以下、それぞれ「駐在員」及び「職員」という。）を置く海外事務所（以下「事務所」という。）をＪＩＣＡがフィリピン共和国において維持することができることが確認される。

2　フィリピン共和国政府は、次の措置をとる。

(1)(a)　駐在員及び職員に対し、この協定に基づく任務の遂行に関して国外から送金される給与及び手当に対して又はこれらの給与及び手当に関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(b)　駐在員、職員及びそれらの家族に対し、当該駐在員、職員及びそれらの家族がフィリピン共和国に到着した後六箇月以内に行う次のものの輸入に関し、領事手数料、租税（付加価値税を含む。）、関税及び課徴金並びに為替証明書の取得要件を免除すること。

(c)　フィリピン共和国に自動車を輸入しない駐在員及び職員に対し、当該駐在員及び職員が自動車を現地購入する場合には、当該自動車が当該駐在員及び職員のフィリピン共和国への到着後六箇月以内に購入されることを条件として、駐在員一名につき一台及び職員一名につき一台の自動車に対して課される租税（付加価値税を含む。）及び課徴金を免除すること。

(i)　携帯荷物

(ii)　身回品、家財及び消費財

(iii)　フィリピン共和国に派遣される駐在員一名につき五年ごとに一台及び職員一名につき五年ごとに一台の自動車

(d)　(b)(iii)及び(c)に規定する自動車の登録を容易にすること。

(e)　駐在員、職員及びそれらの家族に対し、その任期中、フィリピン共和国に入国し、同国から出国し及び同国に滞在することを許可し、外国人登録要件に係る手続に関し便宜を与え、並びに領事手数料を免除すること。

(f)　駐在員及び職員に対し、身分証明書並びに専門家、調査団の構成員、シニア海外ボランティア及び協力隊員を送迎するために空港及び海港に出入国手続地点を越えて入るための特別通行証を発行すること。

(g)　駐在員、職員及びそれらの家族に対し、自動車運転免許証の取得のための便宜を与えること。

(h)　駐在員及び職員の任務の遂行に必要なその他の措置をとること。

(2)(a)　事務所に対し、事務所の活動に必要な設備、機械、自動車及び資材の輸入に関し、領事手数料、租税（付加価値税を含む。）、関税及び課徴金並びに為替証明書の取得要件を免除すること。

(b)　事務所に対し、事務所の任務に必要な設備、機械、自動車、資材及び専門的かつ技術的な役務の現地購入に関し、租税（付加価値税を含む。）及び課徴金を免除すること。

(c)　事務所に対し、事務所の経費であって国外から送金されるものに対して又はこれに関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

3　2に規定する自動車が、その後フィリピン共和国内において、租税（付加価値税を含む。）及び関税の免除又は同様の特権を有しない個人又は団体に売却され又は譲渡される場合には、当該自動車に係るそれらの租税（付加価値税を含む。）及び関税は支払われなければならない。

4　2に規定する自動車について、火災若しくは盗難に遭い、実質的な損害を受け又は破壊された場合には、この協定に基づく免除は、駐在員及び職員の任期中いつでも再び適用される。

5　フィリピン共和国政府は、駐在員、職員及びそれらの家族並びに事務所に対し、フィリピン共和国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関の駐在員、職員及びそれらの家族並びに事務所に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

第十二条

フィリピン共和国政府は、フィリピン共和国に滞在する専門家、調査団の構成員、シニア海外ボランティア、協力隊員、駐在員、職員及びそれらの家族の安全を確保するために必要な措置をとる。

第十三条

日本国政府及びフィリピン共和国政府は、この協定から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

第十四条

1　この協定の規定は、この協定が効力を生ずる前に開始した個別の技術協力計画のうち、この協定が効力を生じた後に実施される部分にも適用され、また、当該部分に関連するフィリピン共和国に滞在中の専門家、調査団の構成員、シニア海外ボランティア、協力隊員、駐在員、職員及びそれらの家族並びに設備、機械、資材及び役務にも適用される。

2　この協定の終了は、両政府間の相互の同意により別段の決定が行われる場合を除くほか、実施中の個別の技術協力計画が完了する日までの間当該計画に影響を与えるものではなく、また、当該計画に関連する任務を遂行するためにフィリピン共和国に滞在中の専門家、調査団の構成員、シニア海外ボランティア、協力隊員、駐在員、職員及びそれらの家族に対して与えられる特権、免除及び便宜に影響を与えるものではない。

第十五条

1　この協定は、日本国政府がフィリピン共和国政府からこの協定の効力発生のために必要な国内手続を完了した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

2　この協定は、一年間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対し少なくとも六箇月の予告をもって協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、毎年自動的に一年ずつ更新される。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千六年四月四日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
麻生太郎

フィリピン共和国政府のために
アルベルト・ロムロ

○文部科学省告示第七十五号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第十項の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件（昭和四十七年総理府告示第四十九号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年四月二十七日

文部科学大臣　髙木　義明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部を改正する告示

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件（昭和四十七年総理府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二号中「第二十九号まで」の下に「、第三十一号から第三十三号まで」を加え、「前号」を「前二号」に改め、同号を第三十七号とし、第三十一号の次に次の五号を加える。

三十二　原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定（平成二十三年条約第五号。以下「日カザフスタン協定」という。）に基づき、カザフスタン共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質及び核燃料物質

三十三　前号の核原料物質及び核燃料物質から回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質